

# 江島生島事件と當時の演劇政策

前 田 淑

歌舞伎が「三百年の間、野放しにされてゐて、勝手放題に成長し」たと言う説は、<sup>(註一)</sup>歌舞伎史に於ける幾多の政令の干渉を観るならば、そのまゝうなずく事は出来ない。勿論この政令の干渉を、支配階級と被支配階級との階級闘争の現れとのみ観る事は、<sup>(註二)</sup>正しいとは言えない。が、三百年の間、幕府が歌舞伎に対して取つた政策は、どの様な意味を持つものであつたか。正徳四年（一七一四年）に於ける有名な江島生島事件を中心として、考えて見たいと思ふのである。

歌舞伎史上、江島生島事件程、巷間に興味を持たれている事件は少い。男を唐櫃にし(註三)のぼせて城内へ運んだと言う話は、眞偽の程は明らかでないにしても、当時似た事件があり、巷間に流布された話の中にも、その様な噂が既にあつた事が記録されている。或いは、好事家の手によつて、事件をより面白くするために、猥本や他の事件の話を附加されたのかも知れない。今、この事件の大概を、「千代田大奥」から見よう。

正徳四甲午年正月八日、木挽町山村長太夫芝居興行。(中略)芝増上寺御靈屋へ三位月光院より御代参として、十二日、奥女中江島と申す御年寄差遣はされ候。(中略)江島方より増上寺役僧中へ前日に申遣し候趣は、明日御代参に遣はされ候ゆゑ、早朝に参り候間、何れも御無用に御座候、然しながら、堺町なども、木挽町なりとも、芝居御振舞下され候やう、申遣し候処、右の答に、芝居の儀決して相成り申すまじき由返答遊され候。江島殿、殊のほか立腹いたし候処、後藤縫殿助(幕府の呉服用達)手代次郎兵衛及び清助と申す者、年廿三歳になる者なれば、女中方の氣に入り、毎日兩人とも三の御殿へ御用相勤め罷在候処、江島殿、お召の旨、おはした衆一人参り、清助召され、明日は仔細候て出で候、山村長太夫芝居見物申したく候ゆゑ、二階棧敷を五十間ばかり借置き、并当百人前ほど申付け呉れ候やう、と申され、清助、早速、木挽町へ罷越し、松屋と申す茶屋へ約束いたし、先づ手付金二十両相渡し、さて、翌日早朝、次郎兵衛、清助兩人、山村長太夫、袴羽織にて待受け居たり。然る処、江島、増上寺へ参り候て、方丈はじめ役僧の下され物、

御包金七十兩、銀二貫目、其のほか呉服物数品これあり候を少々づゝにて賄ひ、残り金銀、呉服物、芝居へ持たせ、御代參の女中、他に多くの女中を誘出し、増上寺をば早々に相立ち木挽町へ行きにける。(中略)<sup>(註四)</sup>末々の女中、供奉の諸士までも残らず棧敷へ入り、(中略)此の日の有様は筆にも尽くされぬ大騒ぎなり。先づ、棧敷には毛氈を敷きて、座元長太夫、生島新五郎、中村清五郎、袴羽織にて酒の相手に呼ばれ、酒宴騒ぎにて狂言の物音も聞えぬほどなり。(中略)<sup>(註五)</sup>入つ時分より二階棧敷より廊下伝ひに道を付け、山村長太夫が居宅へ行き給ひ、右女中大勢行きて言語に絶えし遊びなり。(中略)又、江島儀は生島新五郎と七年ほど馴染にて、新五郎娘を(中略)江島部屋に出し使ひけり。さて、此の日も七つ時分になれば、長太夫座敷を立つて裏通り山屋と申す茶屋へ行き、二階にて酒宴、女中役者入代りて大騒ぎなり。(中略)其れより漸く木挽町を立つて平川口御門より夜五つ時に帰りけり。右の女中、いづれも月光院様御前へ出で、恐入りしが、江島は事ともせず、元来大てれん者ゆゑ、口に任せて能きやうに申上げれば、とうとう首尾よく納まりける。

尤も、「一話一言」<sup>(註六)</sup>「翁草」<sup>(註七)</sup>「月堂見聞集」<sup>(註八)</sup>等によれば、多少事件の内容に異同があり、又、右の引用文にも、筆者のジャーナリズムが感じられるが、その様な虚飾を省いても、事件の様相はほぼ想像される。この事件は、早速御徒目付より出訴、同年三月十五日、判決が下つている。

## 遠流

## 絵島

一絵島事段々御取立にて重き御奉公をも相勤、多くの女中の上に立られ候身にて、内々にては其行ひ正しからず、御使に出候折々、又は宿下り候度々、人の貴賤を不撰、能からぬ者共に相近付、さしたる所縁なき家に泊り明し、中にも狂言の座の者共と、年頃馴染み、其身の行ひ如此なる而已に非ず、傍輩の女中迄すゝめ導びき、遊びあるき候事共、其罪重々に候と雖も、猶も御慈悲を以て、命を助け置れ、永く遠流に行れ候也

但、遠流の格を以て、信州高遠參万參千石の領主内藤駿河守清長へ御預け、木綿衣類一汁一菜にて可差置段被仰渡<sup>(註九)</sup>

尙、但書については「月堂見聞集」に「江島うつぼ舟にのせ流され次第の由なるも一位殿の赦免により云々」<sup>(註一〇)</sup>とあり、当時將軍家繼の生母であつた月光院の寵を受けた江島であるだけに、月光院側からの取りなしにより、高遠にお預けになつた様である。尤も「翁草」には「月光夫人の荒淫乱行は、周く世に知れり、江島已下坐せられしも、実は月光夫人の放蕩を諷諫の為とかや」と述べて居り、<sup>(註一一)</sup>初め倭島へ流罪に決つていた江島が、月光夫人の請によつて内藤家御預けに変更になつた事情を考えると、案外「翁草」は真相を伝えているのではないか。高遠での生活は不明であるが、例えば、厩へ行くのに音のするのをおそれて、ねじ手水鉢の口をねじつて置いて、その水音のやまぬ中に用をたしたと云う逸話<sup>(註一二)</sup>も伝わつていて面白い。又晩年もはつきりしないが、高遠で死亡したという記録が残つている。<sup>(註一三)</sup>

一方、江島の相手となつた山村座の立役者生島新五郎について

は、

流罪

長大夫抱役者 新五郎(生島)

一新五郎事、先年御城女中之事に就て、世上に申沙汰し候事有之者に候、然に九ケ年以來、度々に及び、絵島と参合せしめ候條、其罪科重疊候を以、流罪に行なはしむるもの也<sup>(註一四)</sup>

と言う罪狀で、三宅島に流罪となつてゐる。五代目団十郎が景清を演じた折、江島から度々招きを受けたが、「景清は棧敷へ顔を出さぬ者」と言う一句を贈つて断り、後難をまぬがれたと云う話<sup>(註一五)</sup>は、この事件のかくれた逸話として伝えられている。

この事件を、幕府が大事件として取りあつた事は、これに連座した主な人物だけでも四十名になん／＼とし、内、流罪九名、死罪二名、その他、改易、追放、御預、所私など相当に重い判決が下され、関係者の近親に迄も及んでゐるのを見ても明かである。又、此の外、本事件に関係した女性達の処罰も相当数に上つてゐるが、いずれも江島程ではなかつた様である<sup>(註一六)</sup>。

註一、坪内逍遙「歌舞伎劇の徹底的研究」参照。

註二、「テアトロ」誌、一〇五号所載「歌舞伎に纏る演劇抑圧政策」参照。

註三、伊原敏郎「日本演劇史」四三九頁参照。

註四、江島の他に主なる人物として、新中老役宮島、同木曾路他六名の女性が同行している。

註五、江島が酒に酔つて、下棧敷に居た松平家中の谷口新平夫婦に迷惑をかけ、口論になつた記事がある。

註六、圖書刊行会本「新百家説林第四」一三七頁参照。

註七、日本隨筆大成第三期第十二卷七八〇頁参照。

註八、圖書刊行会本「月堂見聞集」(近世風俗見聞集ノ内)七ノ三六三頁参照。

註九、日本隨筆大成第三期第十一卷六四頁より引用。

註一〇、註八に同じ。

註一一、註七に同じ。

註一二、圖書刊行会本「海録」四ノ一〇六頁参照。

註一三、「新百家説林四」一四二頁「杉田氏日記云寛保元酉四月十七日御徒目付平林太郎左衛門杉浦総十郎兩人金十兩

ツ、被下信州高遠へ檢使ニ参候右ハ内藤大和守殿御預之江島病死之由四月十九日出立云々」

註一四、註九に同じ。同書の六八頁より引用。

註一五、日本隨筆大成第三期第八卷四五一頁参照。

註一六、註九に同じ。同書六四頁〜七一頁参照。

二

江島生島事件について、又、これに対する幕府の処置について、今日なお多くの批判の余地が残されている。これをたゞ、一奥女中の情痴事件にすぎないとし、「この不当に誇大された判決は武士階級内部に及ぼす幕府の政治力の弱体をカヴァーするための一つのいかめしいゼスチュアーであつた<sup>(註一七)</sup>」と見る観方は、果して妥当であろうか。今、それについて論ずる前に、江島生島事件以後、幕府のとつた歌舞伎政策を調べて見よう<sup>(註一八)</sup>。

正徳四千年三月

覚

一 狂言芝居之棧敷、近年二階三階ニ仕候、以前通り一階之外は

無用之事

一棧敷より内証道をこしらへ、樂屋又ハ座元之居宅并茶屋等に座敷をしつらい、遊興之儀可為無候、惣用て狂言役者舞台にて狂言いたし候外、或は棧敷或は茶屋等之呼候共、一切差越申間敷候、尤自分宅にても、遊興之客呼申間敷事

一棧敷にすたれ懸候事無用ニ仕、幕屏風等何によらす囲候儀相止之、見通し候様ニ可仕事

一芝居之屋根、雨天の節も近年ハ狂言罷成様ニ仕候是も前々之通に屋根かろく可致事

一狂言役者衣類近來美麗ニ罷成候間、相止之向後絹袖木綿用之可申事

一狂言暮ニかゝりあかりをたて仕候儀堅無用ニ仕、七半時分ニハ仕廻候様ニ可致事

一狂言芝居近所之茶屋かろく仕、座敷かましき儀一切無用可仕候、只今迄有來候分も町奉行所へ、可訴出之、吟味上可申付事

右之通急度可守之、於相背は、当人分は不及申、其町之名主、五人組迄可為曲事者也(註三)

此の覺書は、三月九日、芝居町へ伝達された。内容は、江島生島事件と直接関係ある事柄ではあるが、又同時に、江島生島事件の一つの契機として、それ迄の芝居に対する総合的な禁令と見られる。そして正徳以後の歌舞伎政策の一つの規範ともなつたものである。

山村座の座元長太夫は、江島の事件に連座し、大島に流されたが、同劇場は同年二月六日、興行停止となり、ついで三月十二日、没收財産の競売の布告が出された。(註四)

正徳四年午三月十三日御触

一、木挽町長太夫舞台棧敷同建具穴藏并諸道具外其外品々同人居宅同建具土藏穴藏衣類諸道具御払入札被仰付候間望之者は明後十五日五半時場所へ参り品々致見分入札可仕旨町中不殘可被相候儀以上

三月十三日

町年寄

三人

右芝居并穴藏三つ代金百三拾六兩余土藏居宅代金式拾四兩右式口南鍋町平右衛門善六落札衣類諸道具一式代金拾五兩余甚左衛門町七郎右衛門落札午三月十八日銘々引渡被仰付候(註五)

更に、三月十八日には芝居小屋の普請を禁止、同日、江戸市中九ヶ所にあつた寺社芝居をも禁止している。当時江戸には、芝居町四座の外に、寺社芝居が各所に散在していたが、山村座の解散と、寺社芝居の禁により、わずかに三座を残すのみとなつた。ついで同年四月五日及び九日に舞台衣裳に関する法令が出て華美な衣類は一切使用を禁じられた。

以上は、江島事件以後、正徳四年一ヶ年間に出来た法令である。

これらを見ると、幕府はこの事件を契機として、徹底的に芝居町に対し、肅正をほどこす覚悟であつた事がうかがわれ、ひいては一般民衆への無言の肅正でもあつた。しかし、哀れをとどめたのは、生島新五郎の属した山村座である。山村長太夫、生島新五

郎の流罪はもとより、これに關係した中村清五郎も亦、神津島に流罪、女方岩井半四郎も關係者として追放の憂き目を見たのである。こうして主導者を失つた山村座は、当然瓦解しなければならぬ運命におちいり、二月六日の興行停止令につゞく一座の解散により、永久に歌舞伎史上から姿を消した。そして更に寺社芝居の禁等による興行制限令は、芝居の興行権を残つた三座、即ち、中村座、市村座、森田座に限つた為、遂に、中村、市村、森田の三氏は梨園の大御所となり、江戸時代に於ける他の職業が概ねそうであつた様に、この社会にも亦世襲制度が行われる様になり、三氏の子孫は以後今日迄梨園の中心となり、門閥のない者は、仮令立派な演伎の持主であつても永久に下積み役者でしかあり得ないと云う弊害を生ずるに至つた。

以上を見ても、江島生島事件が、歌舞伎史上に占める位置の重要な事がわかると思う。しかし、立川恵作氏の説の様に、これを一奥女中の情痴事件と見て、幕府が不当な彈圧を加えたものだと云えるかどうか。結論を言えば、私は、立川氏説が一方的な見方である事を指摘したのである。即ち江島生島事件は、獨立した一情痴事件と見る事は出来ない。むしろ、幾多の同様な事件の中で特にクローズアップされた事件、と見る方が妥当なのではなからうか。クローズアップされた理由は、例えば江島が、当時將軍の生母として飛ぶ鳥も落とす勢力を持つていた月光院の寵を受けていた奥女中である事や、相手方の生島新五郎が江戸四座の一、山村座の立役者として、当時人氣の中心にあつた事等で、この事件で特に二人の名が世上の興味を呼んだ事があげられる。又、江戸時代

の禁令を見ると、役者が出あるきする事を禁じた法令が相当發見される。これが、役者の外出其の他によつて、当時方々で起つた情痴事件を取締まる為のものである事は明らかである。役者に、外部の人達（素人）と交際する事を禁じた法令は、歌舞伎に対する幕府の政策を批難する人々にとつて、役者を非人間的に取扱うものとしての好例と見られているが、幕府が一面に於いて芝居者を素人と同列に置かず、むしろ遊女と同列に見ていた点を肯定するだけに、この外出禁止令は、あくまで情痴事件の發生を未然に防ぐための法令であると観たいのである。尙、これを裏書きするものとして、伊原青々園博士が、その著「日本演劇史」の中に書かれた資料を引用したい。<sup>(註六)</sup>

（上略）元祿八年、彼の宮崎伝吉が山下小左衛門及び葉山主水と共に、谷中感応寺の妖尼が事に坐して禁獄に処せられたるあり、又、五代將軍綱吉の女房に事へし増見といふが曾て俳優に通ぜし為め疑獄の生ぜんとするあり、而して宝永三年には、生島新五郎の弟大吉が尾州侯の未亡人に愛せられ、長持に容れられて閨房へ出入し、大吉と其の抱主たりし中村勘三郎とが刑に処せられき（下略）

思うに、巷間に伝わる、唐櫃で新五郎を運んだ話は、弟大吉の話が附加されたのかも知れないが、眞偽は不明である。が、とにかく、如何に同様な情痴事件がくりかえされていたかは、この引用文によつても明らかである。江島生島事件に於ける幕府の態度は、勿論、一面に於いて政治力の弱体をカヴァーするためのものであると考えられない事もない。しかし他面に於いて、月光夫人の乱

業をも含めて、当時、役者と素人、或は、素人同志間に行われたと想像される幾多の情痴事件に対する積極的肅正であつたと見られるのである。

勿論、江島が、月光院の代参と言う役目の重要さを認識せず、参詣もそこ／＼に木挽町へ赴いた事については、江島自体に責任のあるのは当然である。そして又、「千代田大奥」が述べる様な乱痴氣騒ぎを許した歌舞伎芝居の当事者も亦、責められる点を持つている。しかし乍ら、戸板康二氏の説の様に、歌舞伎の世界が、如何に「御ひいき」に対し、細心の注意をはらつたかを考えて見ると、本事件に於ける処置を單に当局の彈圧と見る観方が、如何にかたよつたものであるかゝわかるのである。即ち、かゝる乱痴氣を許し、これに媚びを呈しなればならなかつた歌舞伎の本質的發生的な宿命によつて、かくの如き事件をひきおこす原因を既に歌舞伎自体が持つていた事を認めなければならぬ。(この問題は更に、日本演劇の行方を考える上に於いて、重要な事柄であるが、本筋からするのでここではふれないで置く。)又、江島の側から考えれば、江戸城内深く、奥女中達が生活する場所は、御錠口と云う、きびしい固めの場所によつて御表とは隔離され、將軍でさえ、許しなくては入れなかつた所である。江島は処刑当時三十三歳だつたと伝えられるが、女性が相当の年齢に達する迄、男子禁制の場所に生活させられる事が、如何に生理的に悪影響をあたえるものであるか、想像に難くない。大奥の女達の情痴事件が巷間に多く伝わつて、今なお人々の興味を引く事も、あながち個人の罪のみではないのである。

以上の様な諸点を考察する時、これを、一事情痴件とみたり、幕府の不当な判決だとのみ言いきる事の出来ないのは、明らかである。即ち、一つの事件の背後に、由つて来たるべき幾多の原因が存在し、その一つ／＼を白紙の立場で批判する事こそ大切なのである。

註一、「テアトロ」誌一〇八号一一頁参照。

註二、「徳川禁令考」「御触書集成」「芝居町への御触書」其の他参照。

註三、高柳、石井共著「御触書寛保集成」二七三四番所載。

註四、國書刊行会本「百戲述略」参照。

註五、國書刊行会本「燕石十種第三」所載「芝居町への御触書」より引用。

註六、伊原敏郎「日本演劇史」四三九頁より引用。

註七、「テアトロ」誌一〇八号所載、「歌舞伎の宿命」参照。

### 三

歌舞伎は、その發生を考えると、たしかに近代的ルネッサンスの精神に裏づけられていると言ひ得る面を持つてゐる。長い戦乱の時代がすぎ、徳川氏によつて新たに開拓された武蔵野は「江戸」と名づけられて、新しく政治、経済、文化の中心となつた。人々は長い乱世の時代から解放され、生の喜びを感じ、人間性への追求を、意識的にしろ無意識的にしろ、実行した事は歴史の物語るところである。しかし、近代的ルネッサンスの精神は、遂に徹底しなかつた。ここに歌舞伎の持つ又一つの宿命が存在している。

それは一方に於いて、幕府が歌舞伎を民衆の為の娯樂として認め乍ら、他方、儒教思想にもとづく政策によつて、政治的干渉を加えた事なのである。勿論「勸善懲惡」の儒教思想徹底の一機関としての存在価値は、幕府といえども認めていたにちがいない。しかし、これを芸術的立場から見れば、それは歌舞伎発展への阻害であつたと言えよう。女歌舞伎、若衆歌舞伎の禁によつて、歌舞伎が漸く色より芸への追求をなすに至つたと視て、これを喜ぶ人もあるが、しかし、正常な演劇の発達には決してプラスにならないかつたと言える。女形と言う特殊の存在を今日も尙許している変態的演劇である歌舞伎にしたのは、実にこの政令の干渉である。この点、私は、幕府の演劇政策を批難するものである。けれども、それだけでは当時の演劇政策を批判し尽したとは言いがたい。近代的人間解放の精神にあふれつゝあつた。——少くともそうなるかに見えた江戸時代に、「人間の愛情さえも、尙、否定的に表現しようとした(いや、せざるを得なかつた)中世の精神」が、なお、時代の背後を流れていた事は、見のがせない事実である。勿論、それは幕府と言う支配者及びこれに属する武士階級のモラルであり、一般民衆にこれをおしつけようとした事は認めるが、民衆も亦、その生活の裏づけとなる精神の中に、中世的なものを藏していた。当時の歌舞伎のテーマが腹切りであり、身代りであり、恩愛を越えた義理の世界の肯定であつた事は実例をあげるまでもない。そして、これを観る民衆が、身につまされて、劇中の世界に没入して行つた事も亦、周知の事実である。勿論、中世に於ける謡曲の様な否定の仕方ではない。そこには、近代的精神が加味

され、文化が武士階級の手から、町人の手へと渡つて行つた、時代的特質が発見されるのであるが、江戸時代を通じて、中世的精神が失われなかつたのみならず、今日、我々戦前派の者達の精神の中にさえ、所謂封建的と呼ばれる形に於いて、この中世の精神の残存する事を認め得るのである。

私は先に、江島生島事件についての立川氏の説を否定した。しかし、その否定の基盤となるものは、江戸時代に於ける中世的精神を肯定する立場でなければならぬ。この事件を、近代的精神の立場からみれば、三面記事を賑わす一事件としか見られないのは勿論である。けれども、人間の愛情、特に男女の愛情について概ね否定的立場を取らざるを得なかつた当時に於いては、やはり、肅正すべき道徳上の問題であつたにちがいない。数ある情痴事件と呼ばれるものの中で、どれが眞実の恋愛であり、どれが火遊びであつたか、それは更に文献的追求が必要であり、又、それから文献の著者が、多く、中世的及至儒教的モラルの持主であつた当時を想えば、それも亦困難な事柄である。

思うに、近代的精神と、中世的乃至儒教的精神から来る、矛盾した時代精神は、混沌とした形に於いて、江戸時代の人々を悩ました。義理と人情との対立は、江戸時代の社会的特徴であるが、この義理と人情の葛藤こそ、近代的精神と、中世的儒教的モラルの相剋だと言るのである。私は、歴史を、政治的経済的階級闘争だと見る観方を、全面的に否定するものではない。しかし、歴史を流れる時代精神を没却してはならないと思ふ。幕府からの儒教的政策に対し、民衆の批判が未だ中世的精神

の基盤から脱し切れなかつた江戸時代、換言すれば幕府の政策を批判し切れなかつた当時の民衆であつたと言ふ事である。そして、私は、この立場に立つて、江戸時代の演劇政策を批判するものである。

江戸時代の演劇政策は、大別すれば、情痴事件の取締りと、奢侈の禁止とに区分されると思う。女歌舞伎、若衆歌舞伎の禁、衣裳、小道具、装置、客席、劇場建築等に対する取締りも、すべて、

この二つの中のいずれかに属するものである。これら法令の中、ここでは奢侈禁止令に触れる事は出来なかつたけれども、枚数に制限があるので、一先ずこの稿を終りたいと思う。

註一、福岡縣女子専門学校発行「紀要」二号所載、「恩愛」参照。

(一九五〇、九、五)